

宮城県へき地の医療機関への看護師等の派遣に係る事前研修実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和3年3月2日付け厚生労働省通知「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について」(以下「施行通知」という。)第1の5(二)に規定する事前研修(以下「事前研修」という。)を派遣元事業主が実施する場合において、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、用語の定義は、施行通知と同様とする。

(実施主体)

第3条 事前研修は、宮城県保健福祉部医療政策課(以下「県」という。)が手順を定め、派遣元事業主が派遣先となる病院等と十分な調整を行った上で行うものとする。

(研修内容)

第4条 事前研修の内容は、次の各号に掲げるとおりとし、合計6時間以上実施するものとする。

- (1) 地域におけるへき地医療拠点病院等の医療機関や消防・警察等の関係医療機関との連携体制のあり方
- (2) へき地において特に必要とされる、救急医療や在宅医療等に関する知識等
- (3) 派遣先の地域固有の自然環境や生活環境(気候・地形、疾病構造・風土病、ライフラインの整備状況等)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、派遣される看護師等の個人的な属性、労働者派遣契約の内容等に基づき、必要と判断された事項

(実施方法)

第5条 派遣元事業主は派遣先となる病院等と調整の上研修内容を決定し、県に実施計画書(様式1)を提出するものとする。

- 2 県は、前項の規定により実施計画書を受理したときは、研修内容が前条の規定に合致することを確認し、不備があると認められるときは修正を求めるものとする。
- 3 派遣元事業主は、実施計画書に基づき、派遣される看護師等に事前研修を実施するものとする。ただし、研修内容の一部を派遣先となる病院等その他の協力機関で実施することを妨げない。
- 4 派遣元事業主は、事前研修実施後、県に対して、修了報告書(様式2)を提出するものとする。
- 5 県は、前項の規定により修了報告書を受理したときは、実施計画書に沿った研修が行われたことを確認し、不備がないと認められる場合は、派遣元事業主に対し修了確認書(様式3)を通知し、派遣される看護師等に対し修了証明書(様式4)を交付するものとする。

附 則

この要領は、令和8年6月9日から施行する。